



**立石図書館
ビジネスセミナー**
チームをまとめる
できるリーダーの
会議術

日1月25日(土)午後2時～4時
定30人程度 講師 新井匡輝氏
(中小企業診断士) 方12月27
日(金)午前9時から電話か窓
口で(先着順)。会申立石
図書館(立石1-9-1) ☎
(3696)4451

**医療講座 切らずに
治す下肢静脈瘤**

日1月17日(金)午後2時～3時
会新小岩地区センター(新
小岩2-17-1) 定100
人 講師 中村智一氏(イムス東
京葛飾総合病院心臓血管外
科医師) 方12月26日(木)午前
9時から電話か窓口で(先
着順)。申イムス東京葛飾総
合病院地域医療連携室(西
新小岩4-18-1) ☎(56
70)9901(月～土曜日
/午前9時～午後5時(土
曜日は正午まで)。担地域
保健課

**再就職をめざす女性の
ための職業訓練**
全5回

ワード・エクセルの基本
的な操作方法を学びます。
日2月17日(月)～21日(金)午前
10時～午後3時 会かつしか
シンフォニーヒルズ(立石
6-33-1) 対結婚・出産
・子育て・介護などで退職
された求職中の女性10人費
2200円 保6カ月以上就
学前のお子さん7人 方所定
の申込書を1月6日(月)～17
日(金)(必着)に持参か郵送

(多数抽選)。詳しくは「T
OKYOはたらくネット」
のホームページをご覧ください
るかお問い合わせください
申問 163・801新宿区西新宿
2-8-1都庁第一本庁舎
21階東京産産業労働局雇用
就業部能力開発課 ☎(532
0)4807 担産産業経済課

**栄養講習会
パッキングッキング
非常時も普段も
簡単調理**

ポリ袋に食材を入れてお
湯の中で袋ごと加熱する調
理法を栄養士から学びます。
日2月5日(水)午前10時～11
時30分 会健康プラザかつし
か(青戸4-15-14) 対区内
在住・在勤の方24人 方往復
ハガキに「栄養講習会パッ
ク・住所(在勤の方は勤務地
の住所も)・氏名(フリガナ
・年齢、電話番号を書いて、
1月23日(木)(必着)まで(多
数抽選。申 125・033東水
元1-7-3水元保健セン
ター) ☎(3627)1911

**防災イベント
語り継ぐ東日本大
震災「いのち」と
「防災」を考えよう**

命の大切さや震災への備
えについて朗読や講演、演
奏などを通じて考えます。
日3月7日(土)午後2時～4時
会かつしかシンフォニーヒ
ルズ(立石6-33-1) 定1
00人程度 方往復ハガキに
住所・氏名・電話番号・参加人
数を書いて、2月7日(金)消
印有効)まで(多数抽選。申
 124・855葛飾区役所危機
管理課 ☎(5654)8223

凡例

日日時 会会場 対対象 定定員 内内容 師講師 費費用 持持ち物
保保育 他その他 方申込み方法 申申込み先 問問い合わせ先 担担当課

このマークのあるものは、パソコン・携帯電話から電子申請で申し込
みができます(一部 携帯電話からは申請できないものがあります)。

「全〇回」とある講座は、全ての日程に参加してください。費用の記載がない事業は、定員を超えた
場合抽選します。ハガキファックスによる申し込みは原則1人1枚です。詳しくは区ホームページをご覧ください。

知っておきたい！ クーリング・オフ

突然の訪問や電話での商品販売で、不要な契約をしてしまったことはありませんか。
クーリング・オフとは、一定の期間内であれば、消費者が書面で通知することにより、契約を無条件で解約できる制度です。お金を払い終えた場合でも、全額返金を求めることができます。

【担当課】 消費生活センター(立石5-27-1ウィメンズパル内) ☎5698-2311

クーリング・オフができる場合

次のような契約の場合はクーリング・オフができます。クーリング・オフができる期間は、契約書を受け取ってから8日以内(連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引は20日以内)です。

- ▶訪問販売
- ▶電話勧誘販売
- ▶特定継続的役務提供
長期・継続的に役務(サービス)を提供するもののうち、エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービスの7つが対象
- ▶訪問購入(買い取り)
消費者の自宅を訪問し、貴金属などの物品を購入する(買い取る)取引
- ▶連鎖販売取引(マルチ商法)
消費者を販売員(会員)になるように勧誘し、販売員になった人に新たに販売員を勧誘させ、組織を拡大する取引
- ▶業務提供誘引販売取引
仕事をあっせんするなどと言い、その仕事が必要があるとして商品などを購入させる取引

なお、契約書を受け取っていなかったり、契約書の記載内容に不備があったりした場合は、期間を過ぎてもクーリング・オフができます。また、クーリング・オフができないなど、うその説明を受けた場合もクーリング・オフができます。

ご注意ください！クーリング・オフができない場合

- ▶自分で店舗に出向き、商品などを購入した場合
- ▶訪問販売で、総額3,000円未満の契約をし、全額を現金で支払った場合
- ▶購入者が営業目的で契約した場合
- ▶電話やインターネットなどで申し込む通信販売で購入した場合
ただし、広告やホームページに「返品不可」などの記載がない場合、商品を受け取ってから8日以内は返品できます(送料は消費者負担)。
- ▶消耗品(化粧品や健康食品など)で既に使用している場合
ただし、契約書に「使用後はクーリング・オフができない」などの記載がない場合や、販売員に誘導されて使ってしまった場合は、クーリング・オフができます。

クーリング・オフができなくても

うその説明を受け事実と誤解して申し込んだ場合や、契約者が未成年者で親の同意のない契約をした場合などは、契約の無効や取り消しを求めることができます。
また、訪問販売や電話勧誘販売で、消費者が通常必要とされる量を著しく超える過量な商品を購入する契約を結んだ場合、契約締結後1年間は、申し込みの撤回または解除ができます。
契約に納得できない場合は、消費生活センター(☎5698-2311)にご相談ください。

クーリング・オフの手続き

ハガキに所定の内容を記入し(右図参照)、販売会社宛てに特定記録郵便などで郵送します。
クレジットカードを利用した場合は、必ずクレジット会社にも同時に送りましょう。ハガキを送る前には両面コピーを取り、特定記録郵便などの受領書と一緒に5年間保管しておきましょう。

【記入例】 表書きは販売店やクレジット会社代表者を宛名に記載します。

通知書

次の契約を解除することを通知します。

契約年月日 令和〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇円
販売会社名 株式会社××
□□営業所
担当者 〇〇〇〇
クレジット会社 △△△株式会社

支払った代金〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

令和〇年〇月〇日
契約者住所
契約者氏名

消費生活情報 くらしのまご 家電製品のチェックを してみましよう

大掃除で家中をきれいにするこの機会に、製品事故が起きないように家電製品のチェックも行いましょう。今回は製品事故に関する事例とチェックするポイントを紹介いたします。

【担当課】 消費生活センター
(立石5-27-1ウィメンズパル内) ☎(5698)2311

事例
こたつのプラグを差し込んだコンセントから煙が出て、火事になりました。消費者庁リコール情報サイトに掲載されています。心配な場合は確認をしましょう。

事例
浴室用電気乾燥機の点検をするようにハガキが届いた。点検をしなければならぬのか。

アドバイス
経年劣化による重大事故の発生の恐れが高い9品目(※)の製品は、特定保守製品として、長期使用製品安全点検制度の対象になっています。販売業者(点検業者)から通知が届いたら点検を受けましょう。ただし点検は有料です。

事例
換気扇の掃除をした際に、メーカー名と製造年月日を調べてみたところリコール品だった。

アドバイス
部品が劣化し、モーター部分が過熱する恐れのある特定の換気扇については、消費者庁リコール情報サイト(https://www.recall.go.jp/)に掲載されています。

※石油給湯器、石油風呂釜、屋内式ガス風呂釜(都市ガス・LPガス)、屋内式ガスLPガス、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗浄機、浴室用電気乾燥機

重大事故の恐れがある